

平成 30 年度
新規(更新) 指定介護保険事業者研修

介護保険事業者 指定基準と報酬体系 新規(更新)訪問入浴介護

【目次】

- 1 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）とは……………P1
- 2 人員基準……………P2
- 3 設備基準……………P2
- 4 運営基準……………P2
- 5 加算及び減算について……………P7
- 6 自主点検調査……………P16

【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	内容	月例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護行方のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生省令第 35 号)	居宅基準 予防基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知 居宅算定期準	基準解釈通知 居宅算定期準
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚省告示第 19 号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生省告示第 127 号)	予防算定期準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (財閥施所サービス、居宅事業管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (財閥施所サービス、居宅事業管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定期準 留意事項 予防算定期準 留意事項
			指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 0317001 号)	予防算定期準 留意事項

1 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）とは

- 介護保険における訪問入浴介護とは、要介護者に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供して行う入浴介護を行う。
- この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
介護保険法第8条第3項
- 介護保険における介護予防訪問入浴介護とは、介護予防をして、要支援者に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供して行う介護をいう。
- この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行なわれる入浴の介護をいう。
介護保険法第8条の2第2項

- * 「厚生労働省令で定める場合」とは？
 - 病院その他の中やれを得ない理由により入浴の介護が必要なとき（法施行規則第22条の4）
- * 「厚生労働省令定める期間」とは？
 - 居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画において定めた期間（法施行規則第22条の2）

【事業所指定の単位】

- 事業所指定は原則としてサービス提供の拠点ごとに受けが必要がある。
- 例外的な位置付けである出版所（サテライト事業所）設置が認められるかどうかは、個別判断となる。
 - 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに使うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行なう出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一括的なサービス提供の単位として事業所に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。
 - ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合は、主たる事業所や他の出版所等との間で相互支障が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるよう体制）にあること。
 - ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一括的な対応ができる体制にあること。
 - ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
 - ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件による職員管理が一元的に行われること。

基準解釈通知

2 人員基準

職種名	資格要件	配置要件
管理者	特になし	常勤職員であること。 ※管理者の業務に支障がない場合は、当該訪問入浴介護事業所の他の職務又は同一敷地内の其他事業所等の職務と兼務可。ただし、併設の入浴施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との業務はできない。
看護職員	看護師、准看護師	1以上 看護職員又は介護職員のうち1名は常勤でなければならぬ。
介護職員	特になし	2以上

3 設備基準

種 別	内 容
専用の事務室及び 区画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な面積を有すること。 ・専用が望ましいが、間仕切り等で明確に区分される場合は、他の事業同一の事務室でも差し支えない（区分がされていても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行なうための区画が明確に特定されればよい）。
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。 ・浴室等の備品・設備等を備えたもの ・浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したものの ・車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの） ・感染症予防に必要な設備等

4 運営基準

【概要】	○ 利用料等の受領 居宅基準第48条	○ 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費
	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の利用料のほか、次の費用の支払いを受けることができる。 ・通常の事業の実施地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により提供される特別な浴槽等に係る費用 ・利用者の選定により提供される特別な浴槽等に係る費用
	[Q] 訪問入浴介護サービスにおいて、当該サービスで使用する、湯、石鹼、タオル、シャンプー等必要とするものは、事業者が用意すべきものと考えるがいかがでしょうか。	[A] 基準省令第37号第48条参照の上、記載されていない事項については、事業者の負担である。

WAM-NET Q&A

- 取扱方針 居宅基準第 50 条
- * 勤務するスタッフ（1回の訪問につき）
 - 訪問入浴介護 → 看護職員 1 名 + 介護職員 2 名
 - 介護予防訪問入浴介護 → 看護職員 1 名 + 介護職員 1 名 ※予防算定基準
 - * 上記スタッフのうち 1 名をサービス提供の責任者とする。
 - 入浴介護に関する知識や技術を有したものであって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。
 - * 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支撑を生ずるおそれがないと認められる場合には、生活の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができること（この場合、報酬を 100 分の 95 に減算して算す）。
 - 次回の確認を行う時期についても確認しておくこと。
 - * サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
 - 治療など利用者の身体に直接接する設備、器具等（マニキュアル等）は、利用者 1 人ごとに消毒したものを用意する。
 - 治療後は必ず消毒を行うこと。また、保管にあたっても消毒保持に留意すること。
 - 皮膚に直接接するタオル等については、利用者 1 人ごとに取り替えるか個人専用のものを利用する等、安全清潔なものを使用すること。
 - 消毒方法等についてマニキュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。
- 緊急時等の対応 居宅基準第 51 条
- * 指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
 - 協力医療機関については次の点に留意
 - ① 通常の事業実施地域内にあることが望ましい。
 - ② 円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。
- 重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならない 居宅基準第 8 条
- * 介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要な事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること
 - ～重要事項説明書に記載すべき事項～
 - ① 運営規程の概要
 - ② 当該訪問入浴介護従事者の勤務体制
 - ③ 事故発生時の対応
 - ④ 苦情処理の体制
 - ⑤ 提供するサービスの第三者評価の状況、運営の実績を月別、月毎開示の名義、評議会の開示方法
 - ⑥ その他（秘密保持、衛生管理など）

○ 領収証を交付しなければならない。介護保険法第 41 条第 8 項 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めることにより、領収証を交付しなければならない。 介護保険法第 41 条第 8 項	～領収証の取扱い～ ・ 利用回数、費用区分等を明確にすること ・ 口座引き落としの場合にも必要 ・ 利用料が医療費控除の対象となる場合もあるため、医療費控除が受けられる領収書を発行する必要がある →「介護保険制度下での居宅サービス等の対面に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 25 日厚生労働省老健局総務課事務連絡）参照
○ 管理者等は、定められた責務を果たさなければならない。居宅基準第 52 条 ① 管理者の責務 ・ 従業者及び業務の実施状況の把握その他の一元的管理 ・ 利用の申込みに係る調整 ・ 従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令 ○ 事業所ごとに勤務体制を定め、サービスを提供しなければならない 居宅基準第 30 条 ① 原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。 ～勤務表に記載すべき事項～ ・ 日々の勤務時間 ・ 職務の内容 ・ 常勤・非常勤の別 ・ 管理者との業務関係 等 ② 雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の指揮管 理下にある訪問入浴介護従業者によりサービスを提供すること。 ③ 訪問入浴介護従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修へ の参加の機会を計画的に確保すること。	

○ 重要事項を掲示しなければならない 居宅基準第 32 条 運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重 要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。	○ 利用者の秘密を保持しなければならない 居宅基準第 33 条 ① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、從業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を講じなければならない。 ② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書による同意を得なければならない。この同意は、契約時に利 用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。
○ 記録を整備しなければならない 居宅基準第 53 条の 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかないわけにはならない。また、サービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければ ならない。 ① 第 19 条第 2 項に規定する具体的なサービス内容等の記録 ② 第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録 ③ 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 ④ 第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して探つた処置についての記録	※保存期限については和歌山県の条例による。 ○ 苦情処理の体制を整備し、遅延に対応しなければならない 居宅基準第 36 条 ① 苦情処理の体制を整備しておかないわけにはならない。 ② 苦情を受け付けた際は、その内容を記録しなければならない。 ③ 苦情に關し、市町村や国保連が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言に従い必要な改 善を行わなければならない。 なお、苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示す ること。また、以下を利用者又はその家族に周知すること。

5 加算及び減算について

【摘要】

介護職員 3名（予防）
介護職員が含まれない場合
所定単位数の 95/100

全身入浴が困難で満足又は部分浴を実施した場合

所定単位数の 70/100

事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90%を算定する。（②に該当する場合を除く。）

① ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1月あたり 50人以上の場合の利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の 85%を算定する。

③ 事業所における 1月当たりの利用者が同一建物に 20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90%を算定する。

特別地域訪問入浴介護加算 所定単位数 +15/100

中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数 +10/100

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数 +5/100

利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められた場合には、3名（予防の場合 2名）のうち看護職員が含まれている体制で対応した場合にも基本単位の 95/100を算定する。

部分浴とは、洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。

所定単位数の 95/100

事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90%を算定する。（②に該当する場合を除く。）

① ①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1月あたり 50人以上の場合の利用者にサービスを提供する場合は、所定単位数の 85%を算定する。

③ 事業所における 1月当たりの利用者が同一建物に 20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供する場合は、所定単位数の 90%を算定する。

サービス提供体制強化加算 (I) イ + 3.6 単位 (I) ロ + 2.4 単位 (1回につき)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。
介護職員処遇改善加算 (I) 各種加算減算を 加えて算定した単位 数の 58/1000 (II):各種加算減算を 加えて算定した単位 数の 42/1000 (III):各種加算減算を 加えて算定した単位 数の 23/1000 (IV): (III) の 90% (V): (III) の 80%	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が指定訪問入浴介護を行った場合に算定できる。 ※(I)、(II)及び(III)については、平成 33 年 3 月 31 日までの間、(IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間算定できる。
○ 当日の状況により入浴を見合わせた場合は、訪問入浴費は請求できない。 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により満足、部分浴を実施した場合には、所定単位数に 70/100 を乗じて得た単位数を請求できる。	【他の居室サービスとの給付調整】 ○ 居室要介護者であっても、利用者が以下のサービスを受けている場合は（介護予防）訪問入浴介護費は算定できない。 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費は、算定され算定できる。 【同一時間帯に他の訪問サービスを利用する場合の取扱い】 ○ 同一時間帯にひとつの訪問サービスが原則であるが、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、必要があると認められる場合に限り、同一時間帯に以下の組み合わせの訪問サービスをそろえぞれ算定できる。 ・ 訪問介護+訪問看護・訪問介護+訪問リハビリテーション ※ 訪問介護+訪問入浴、訪問看護+訪問入浴は認められない。

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスをする場合に、適切なアセスメント利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定期間入浴介護事業所のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。(以下同じ。)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問介護(身体介護を中心の場合)と訪問看護(指定期間看護ステーションの場合)を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については3.9単位、訪問看護については8.14単位がそれぞれ算定されることとなる。※下線箇所は平成30年度の介護報酬改定後の数字に更新込み

居宅算定基準留意事項

【Q】同一利用者が同一時間帯に訪問入浴介護と訪問介護を利用できろか。
【A】利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則としている。ただし、例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合など、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

訪問入浴介護は看護職員1人と介護職員2人の3人体制による入浴介助を基本としており、当該訪問入浴介護事業者とは別の訪問介護事業者が同一時間帯に同一利用者に対して入浴その他介助を行った場合には別に訪問介護費を算定できない。

介護報酬に関するQ&A(No.2)について(平成15年6月30日)

【事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物(「同一敷地内建物等」)に居住する利用者に対する訪問入浴介護算算】

○事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物を除く。)に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の90%を算定する。

○事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対する訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の90%を算定する。

○指定訪問入浴介護事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する利用者に対する訪問入浴介護を行った場合は、所定単位の85%を算定する。

- 指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の敷地内建物等」という。)に居住する利用者に対する取扱い、同一の敷地内建物等の定義
- ① 「同一の敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(当該指定訪問入浴介護事業所と建物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建物として、当該建物の1階部分に指定訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や福具の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。
- ② 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の定義
イ 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するものの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路や道筋を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

- ロ この場合の利用者数は、1ヶ月間(毎月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1ヶ月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計数を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小敷点以下を切り捨てるものとする。また、当該指定訪問入浴介護事業所が、第一号訪問事業(指定入浴介護予防訪問入浴介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)と一体的な運営をしている場合、第一号訪問事業の利用者を含めて計算すること。
- ③ 当該算算は、指定訪問入浴介護事業所と建物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本算算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。
(同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に該当しないものの例)
・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合
- ④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物について、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。
⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義
イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業者の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。

- ロ この場合の利用者数は、1ヶ月間(毎月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1ヶ月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計数を、当該月の日数で除して得た値とする。

【Q】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対して訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合は算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

【A】集合住宅減算について、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

※ 平成24年度報酬改定 Q&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 訪問系サービス関係共通事項の問題1は削除する。
平成27年度介護報酬改定に關するQ&A (Vol. 1)

【Q】集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても、「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

【A】集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するためを行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象となるとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合は移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

・広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人市再生機構）などの大規模団地や、敷地内沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
・幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

平成27年度介護報酬改定に關するQ&A (Vol. 1)

【Q】「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対して減算の有無を判断することとなるのか。

【A】算定月の実績で判断することとなる。

平成27年度介護報酬改定に關するQ&A (Vol. 1)

【Q】「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

【A】この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護業の算定がなかった者を除く。）

平成27年度介護報酬改定に關するQ&A (Vol. 1)

【Q】集合住宅減算として、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の利用者、②指定訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する建物の利用者について減算となるが、例えば、当該指定訪問介護事業所と同一の建物に20人以上の利用者がいる場合、①及び②のいずれの要件にも該当するものとして、減算割合は△20%となるのか。

【A】集合住宅減算は、①指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）の利用者が20人以上居住する建物の利用者又は②①以外の建物であって、当該指定訪問介護事業所における利用者が同一建物（建物の定義は①と同じ。）に20人以上居住する建物の利用者について減算となるものであり、①と②は重複しないため、減算割合は△10%である。

平成27年度介護報酬改定に關するQ&A (Vol. 1)

【Q】集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

【A】サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

平成27年度介護報酬改定に關するQ&A (Vol. 1)

【サービス提供体制強化加算の取り扱い】

○ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問入浴介護におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(1)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等基準第45条第一項に規定する指定訪問

- 入浴介護事業所をいう。以下同じ。全ての訪問入浴介護従業者（指定居宅サービス等基準第45条第一項に規定する訪問入浴介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- ②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ③当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健診等を定期的に実施すること。
- ④当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の4以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の6以上であること。
- ⑤サービス提供体制強化加算（11）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （1）イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （2）当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の3以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の5以上であること。

居宅算定基準

サービス提供体制強化加算の各算定要件については、次に定めることによる。

- ①研修について 訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
- ②会議の開催について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。
- ③同号イ(2)(二)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。
- ・利用者のADLや意欲
 - ・利用者の主な訴えやサービス提供時の要望
 - ・家族を含む環境
 - ・前回のサービス提供時の状況
 - ・その他サービス提供に当たって必要な事項

- ③健診等について 同号イ(3)の健診等については、労働安全衛生活により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、

- 少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合は、当該健診等が1年内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。
- ④職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。
- なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。
- ⑤前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月統続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに第一の5の届出を提出しなければならない。
- ⑥同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

居宅算定基準留意事項

【Q】特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

- 【A】訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をさせたい。また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされるが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。
- なお、計画については、すべての訪問介護員等が暦ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

平成21年4月改定関係Q&A(Vol.69)

- 【Q】サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3ヶ月を除く。）をもって、運営実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4月以降に、前3ヶ月の実績をもって取得可能となるということですか。
- 【A】貴見のとおり。なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2)

美術出版社編集部（新潟市西区北堀町1-1）電話：(025) 221-1111

自主点餐机（疫情期间人客分离·分餐于厨房隔间人客分离）

【Q】サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロは同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。

【A】サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロを同時に取得することはできない。

また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となつている。

なお、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届であり、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。

自主点播服务(功能入/客介屏·介显示功能图入/客介屏)

自主点播观看(功能入浴介导·介导于功能输入浴介导)

自主系統開發者（訪問人呂介謹、介謹子訪訪問人呂介謹）

自主点播观看(韩国人看韩国·台湾人看台湾)

首先点拨课业(幼园入浴介護·介護手助幼園入浴介護)

主導機器(防間人沿分離・介護予防防間人沿分離)

附錄職員獎懲改善加算(II)	第11 - 1111元 之上	分級職員獎懲改善加算(II) (I)(X)(II)(III)(IV)(V)共達>70% 之該級職員獎懲改善加算(II) 總合乙1111元。	第11 - 1111元 之上
附錄職員獎懲改善加算(III)	第11 - 1111元 之上	分級職員獎懲改善加算(III) (I)(X)(II)(III)(IV)(V)共達>70% 之該級職員獎懲改善加算(III) 總合乙1111元。	第11 - 1111元 之上
附錄職員獎懲改善加算(IV)	第11 - 1111元 之上	分級職員獎懲改善加算(IV) (I)(X)(II)(III)(IV)(V)共達>70% 之該級職員獎懲改善加算(IV) 總合乙1111元。	第11 - 1111元 之上
附錄職員獎懲改善加算(V)	第11 - 1111元 之上	分級職員獎懲改善加算(V) (I)(X)(II)(III)(IV)(V)共達>70% 之該級職員獎懲改善加算(V) 總合乙1111元。	第11 - 1111元 之上

自主点播器(韩国人沿介词·介连子助韩国人沿介词)

自主点播观看(动画人机介面·儿童节目功能人机介面)

サービス種類	届出の種類	添付書類
訪問入浴介護 特別地域加算		【添付書類不要】
中山間地域等における小規模事業所加算 算出表 (参考様式3)		・中山間地域等における小規模事業所加算に係る 算出表 (参考様式3)
サービス提供体制強化加算 サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙1-2) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-1) ※届出日前一月のもの ・人材要件に係る算出表 (参考様式4)		
介護職員処遇改善加算 ※訪問介護の「介護職員処遇改善加算」に関する 添付書類をご参照ください。		